

藤沢市下水浄化センター等11施設で使用する 電力の需給に関する契約書（案）

藤沢市（以下「発注者」という。）と○○会社（以下「受注者」という。）とは、藤沢市下水浄化センター等11施設で使用する電力の需給について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 受注者は、「藤沢市下水浄化センター等11施設で使用する電力の需給に関する仕様書（以下「仕様書」という。）」「入札実施要領」「質問回答書」及び受注者が定める「電気需給約款」（以下「仕様書等」という。）に従い、この契約を履行しなければならない。また、この契約は仕様書等に掲げる対象施設を使用するために発注者が必要とする電力を安定的に需給場所に供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（契約の内容）

第2条 本契約の内容は、次のとおりとする。

- （1）件名 藤沢市浄化センター等11施設で使用する電力の需給
- （2）規格 仕様書に定めるとおり
- （3）契約単価等

契約単価は、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

基本料金単価	契約電力（使用規模1箇月1キロワットあたり） 仕様書 別紙4内訳書のとおり
使用量料金単価 (1キロワット時 あたり)	仕様書 別紙4内訳書のとおり

- （4）契約期間 2026年（令和8年）4月1日から
2027年（令和9年）3月31日まで

（契約保証金）

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）を発注者に納付しなければならない。ただし、免除の場合はこの限りでない。

- （1）前項の契約保証金は、損害賠償の予定若しくはその一部又は解約手付けとしない。
- （2）発注者は、受注者が業務の履行を完了したときは速やかに契約保証金を受注者に返還しなければならない。

- (3) 契約保証金には利息を付さない。
- (4) 第17条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は第23条の違約金の一部に充当する。

(権利義務の譲渡禁止)

第4条 受注者はこの契約により生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(供給の保証)

第5条 受注者が当該地域を管轄する「一般送配電事業者」に相当する者との接続供給契約により電気の供給を行う場合は、託送供給約款等で定める料金は受注者が負担するものとする。

(使用電力量の増減)

第6条 使用電力量は、発注者の都合により仕様書別紙3に定める予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

(契約電力の変更)

第7条 契約電力は以下の区分に従って定めるものとする。

(1) 契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力を変更する必要があるときは、発注者と受注者との協議の上、変更するものとする。

(2) 契約電力が500キロワット未満の場合

各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、契約電力が500キロワット以上となる場合は、発注者と受注者とが協議の上決定するものとする。

(3) 発注者の希望する契約電力の変更により、受注者が「一般送配電事業者」に相当する者から託送供給等約款に基づき料金、工事費の精算に係る費用を受けた場合、発注者がその費用を負担する。

(最大需要電力)

第8条 最大需要電力は、需要電力の最大値であって、「一般送配電事業者」に相当する者が発注者の需要場所内に設置する電力取引メータにより計量される値をいう。

(単位及び端数処理)

第9条 本契約及び別に定める覚書において料金その他を計算する場合の単位

及びその端数処理は、次のとおりとする。

- (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。

(計量)

第10条 計量日は、「一般送配電事業者」に相当する者が定める日とし、受注者は「一般送配電事業者」に相当する者から受領した計量値を、すみやかに発注者に通知するものとする。

(電気料金の算定期間)

第11条 電気料金は、次の場合を除き、その算定期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。

- (1) 電気の供給を休止、停止又は原契約が消滅した場合
 - (2) 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- 2 前2号に該当する場合は、日又は時間割を基準に発注者受注者協議の上、定めるものとする。

(電気料金の算定)

第12条 電気料金は、基本料金、電力量料金、当該地域の「旧一般電気事業者」が需要者に適用する燃料費調整額等、再生可能エネルギー特別措置法に基づく賦課金の合計金額とし、取引に係る消費税及び地方消費税を含むものとする。

基本料金は、基本料金単価に契約電力を乗じ算出するものとするが、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増するものとする。

(料金の請求及び支払い等)

第13条 受注者は、前条によって算出した電気料金を1箇月毎に発注者に請求するものとする。

受注者は、電気料金の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項を

全て受注者が記入した請求書により発注者に請求するものとする。

発注者は、請求書の内容が正当であると認めたときには、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(契約超過金)

第14条 発注者は、契約電力（高圧電力Aを除く）を超過して使用した場合には、受注者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過電力に基本料金単価を乗じて得た金額をその1箇月の力率により割引又は割増ししたものの1.5倍に相当する金額に、消費税及び地方消費税額を加えた金額を、契約超過金として支払うものとする。この場合、契約超過電力とは、その1箇月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とする。

受注者は、前項の規定により契約超過金を請求する場合は、契約電力を超過して使用した1箇月の電気料金と合わせて請求するものとし、発注者は前条に定める支払期限までに受注者に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第15条 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により前条の規定による電気料金の支払いが遅れたときは、約定期間満了の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ、契約日における政府契約の遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天変地変等の発注者の責めに帰すことのできない事由による場合は当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(契約の変更)

第16条 発注者及び受注者は、天災地変、経済情勢の変動、法令の制定又は改廃その他発注者又は受注者の責めに帰さない理由により、本契約を変更しようとする場合には、発注者受注者協議の上、本契約の全部または一部を変更することができる。

2 前項の規定により変更を行う場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上、書面により定めるものとする。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

なお、この場合において受注者に損害が生じても発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 履行期限内又は完了期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がないにもかかわらず、業務に着手すべき時期を過ぎても、業務に着手しないとき。
- (3) 契約不履行のおそれがあると認められるとき。
- (4) この契約の規定に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

この場合において、契約の解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 業務の性質等により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が業務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第148条の規定による勧告又は命令に従わなかつたとき。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当するとき。
- (8) 業務の履行において、必要な許可、免許、登録、認定又は各種の資格が取消され又は抹消されたとき、又は必要な基準に満たなくなつたとき。
- (9) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、集団的に、計画的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

- (10) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (11) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (12) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (13) 第9号から第12号に規定する行為を行う者であると知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結したとき。
- (14) 第9号から第12号に規定する行為を行う者を下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前項に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（受注者の解除権）

第18条 受注者は、発注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このために発注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

- (1) 仕様書等の大幅な変更により、契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 発注者の責に帰すべき事由により契約を履行することができないとき。

（契約の更新）

第19条 契約期間満了後に同一条件で1年間の更新をする場合は、発注者及び受注者において、契約期間満了の5か月前までに書面にて意思確認を行うこと。

（談合その他不正行為に対する賠償金の徴収）

第20条 発注者は、受注者がこの契約について次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額（予定供給電力料金総額）の10分の2に相当する額を徴収するものとする。ただし、発注者が賠償金を請求することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第5

4号) (以下「独占禁止法」という。) 第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令を受け、独占禁止法第61条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき (当該命令に係る行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) 第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。次号において同じ。)。

- (2) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条の2第1項の規定により納付命令を受け、独占禁止法第62条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき。
- (3) 受注者 (法人の場合にあっては、その役員又は使用人) が刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項本文の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(契約電力の超過)

第21条 発注者は、最大需要電力が契約電力を超えて電気を使用した場合は、受注者の責めに帰すべき理由による場合を除き、受注者が定める計算式で算出される額を受注者に支払わなければならない。

(業務に関する情報等の保護)

第22条 受注者は、業務の内容、業務について知り得た個人情報等については慎重に取扱うとともに、他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

(違約金)

第23条 受注者の責めに帰すべき事由により、本契約が解除された場合は、受注者は当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第2条第1項第3号で定める契約単価等 (電力料金単価) に乗じて得た額に、それぞれ第12条に定める基本料金を加算した額の110分の100に相当する額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

第24条 発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(疑義の決定)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴えの管轄は、横浜地方裁判所とする。

以上の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

以上

2026年（令和8年）4月1日

発注者 住所 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市
氏名 藤沢市長 鈴木恒夫

受注者 住所

氏名